

「遊魚動緑」 国民所得の 49%を占める 日本の社会保障給付

「社長コラム」 "木村経営ブレーンは 何屋さん"

STLOWSの法則

科学的思考

= Scientific

全体的思考

= Total

長期的思考

= Long Range

創造的思考

= Original

バランス的思考

= Well-balanced

体系的思考

= Systematic

分続的発展



「資産分析セミナー」 資産の未来設計

> 平成24年度 税制改正大綱

> > アナログだけど 効果バッグンの ToDo管理



医療機関における 個別指導

Happy Wedding ちょっと小話 編集後記



株式 成功への提案 会社 木村経営ブレーン

木村光雄税理士事務所

〒920-0027 石川県金沢市駅西新町3丁目4番33号 【TEL】076-260-1666【HP】 http://www.kkb-jp.com/





代表取締役会長・税理士 認定登録 医業経営コンサルタント 木 村 光 雄

頌春

||本年もどうぞよろしくお願い申し上げます||旧年中はご厚誼賜りありがとうございました

遊魚動緑

「国民所得の49%を占める日本の社会保障給付」

日本の国民負担率は38%だが、実際の社会保障給付は国民所得の49%に達しています。残りの約11%は国債で穴埋めしているのが現状で、将来世代に負担を先送りしています。高齢化を背景に年金、医療、介護など社会保障給付の拡大が続いている。国民所得に対する社会保障給付は2010年度に3割を超え、手厚い福祉を掲げる欧州並みになった。

だが、税金や社会保険料を国民所得で割った「国民負担率」は欧州に比べて極めて低い。日本はこれまで「中給付・中負担」を目指してきたが、現実は「高給付・低負担」に向かっている。

民主党政権は高齢化による社会保障給付の自然増を容認する姿勢を示し、管政権が8月に決めた2012年度予算の概算要求基準の大枠では、自然増1.2兆円を盛り込んだ。野田政権もこれを踏襲している。社会保障給付は10年度に初めて100兆円を突破し、11年度は107兆円と過去最大額を予算計上した。団塊世代の大量退職により年金受給者が増加したことに加え、医療や介護の支出も大幅に増えている。

20%台後半の英国を上回り、30%台半ばを超すドイツやフランス、スウェーデンの 水準に近づき始めた。社会保障給付は14年後の25年度に151兆円となる見通し。国 民所得に占める割合は35%に達する。支出の水準だけを見れば「高福祉国家」の仲 間入りをする。

社会保障給付の規模が国民所得に占める割合は30%に達した。

日本の国民負担率は10年前からほとんど変わらないのは、国債の発行で穴埋めし続けてきたためだ。政府は10年代半ばまでに消費税率を10%に引き上げる方針だ。 だが、消費税率の1%引き上げによる増収は年間で2.5兆円程度。

25年度までに増える社会保障40兆円強を消費税だけで賄うのなら、15%を超す税率引き上げが必要となる。

国民の低負担を改善するには欧州各国の消費税率20%前後にする必要がある。 2055年度には2.5人に1人が65歳以上となり若年層の負担は今まで以上に増大する恐れがある。日本はギリシャのデフォルト懸念を対岸視できない状況になっている。 「がんばろう!日本」

~5の付く日には、当社のホームパージに掲載している短信「遊魚動緑」をご覧ください。~



新年のご挨拶

2012年(平成24年)の新年を迎えられましたこと、心からお 慶び申し上げます。

厳しい経済環境の中、辛抱強く着実に歩んでゆきたいと考え ております。

新年のご挨拶にあたり、「木村経営ブレーンは何屋さん」を 紹介したいと思います。

"木村経営ブレーンは何屋さん"



- 2. 信用付与業
- 3. 有用な情報の発信基地
- 4. 健康志向業
- 5. 平凡を非凡に徹底する会社
- 6. 問題発見と解決業
- 7. 安心と信頼の配達業
- 8. 自利利他の実践業
- 9. 銀行格付けアップ業
- 10. お客様の模範会社

当社にも基本理念や経営理念がありますが、抽象的です。

そこで、「当社は何屋さん」を作成することにより、経営理念をさらにわかりやすくしました。

作成の狙いは、社員一人一人の立場役割から経営理念を実現するためです。

○○提案業や○○を徹底する会社などにすれば、社員の仕事の発想の幅が広がります。

経営理念を「何屋さん」にして、社員一人一人が日々の仕事の動きの中で、手・足・口が動く形に落とし込んでいます。

今年も、この「木村経営ブレーンは何屋さん」を意識し、仕事を行います。

最後に、皆様の益々の事業発展を御祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



代表取締役社長・税理士 認定登録 医業経営コンサルタント **オ 村 岳** ニ

~社長ブログ「宝在心」、当社のホームパージに掲載してありますので、是非ご覧ください。~



経営指導部

副主任 竹田 佳孝





資産の未来設計

平成23年11月14日に弊社と大阪市、京都市の会計事務所と連携し、資産管理セミナーを開催させていただきました。今回は、開催された資産管理セミナーの内容や概要等を説明させていただきます。

まず初めに、弊社がなぜ、このような新しい取り組みを始めたかというと、今後は所得税など個人への課税が強化される見通しがある中、資産を効果的に防衛するためにも、金融、不動産、保険、税務を包括した統合的でかつ戦略的な資産管理が求められると考えたからであります。

特に相続分野は、緊急性が低いために、他の分野に比べて有効な対策が遅れがちである為、3社でノウハウを共有して提言力を高めることに至り、資産家を対象に、義務ではない資産管理を提起致しました。

会計事務所に求められるもの

今までは

- •記帳代行
- •税務申告(法人•所得•相続)

といった義務的資産管理



これからは

- ・最善最適の資産保全・活用の提案
- ファミリーミッションを達成する

といった総合資産管理

今後、皆様方にお届けする「エステートプランニング = 資産管理」は、築いた財産を「争わず」「減らさず」「思い通りに」次世代に承継するためのサービスです。

サービスの流れとしては、ご自身・ご家族のライフプランの明確化した上で、現状把握、現状 分析を行い、それをもとにプランを検討し、結果をまとめて「家計財産簿」として、報告書を提 出いたします。

この内容を定期的に見直すことにより、次世代に想いやりのある資産承継計画を立てることが出来、皆様の未来設計とその実現をお手伝いさせていただければと考えております。 ご興味のある方は、是非、各担当者まで連絡よろしくお願い致します。





平成24年度稅制改正大绸

経営指導部 税理士·次長 大積 輝彦 経営監査部 副主任 本田 剛士

平成24年度税制改正においては、平成22、23年度税制改正から税制抜本改革へと通じる、 税制全体及び各税目についての基本的な考え方に立脚しつつ、特に喫緊の対応を要する等の 事項を中心に改正を行うこととしています。

「新成長戦略実現に向けた税制措置」

「税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取り組みに基づく租税特別措置等の見直し」 「地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革」

「23年度税制改正における積残し事項への対応」

I. 個人所得課稅

- ①給与所得控除の見直し 給与所得控除に上限を設定する(給与収入1,500万円超は、一律2<mark>45万円)</mark>
- ②退職所得課税の見直し 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止する。
- **Ⅱ.資產課税**「相続税・贈与税・固定資産税・都市計画税」
 - ①若年世代への資産の早期移転や省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅ストックを 形成する観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長する。

平成24年 平成25年 平成26年

特別枠(省エネ・耐震住宅): 1,500万円 1,200万円 1,000万円

一般枠(上記以外の住宅): 1,000万円 700万円 500万円

②新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間延長する。

Ⅲ. 法人課税

- ①平成23年度末で期限切れを迎える研究開発税制の特例である措置の適用<mark>期限を</mark> 2年延長する。
- ②平成23年度税制改正で創設した環境関連投資促進税制を拡充し、太陽光パネルや風力発電設備に係る即時償却制度を創設する。

※あくまでも大綱となりますので、今後変更になる場合等もございます。

ご不明な点がございましたら、弊社の各担当者まで連絡よろしくお願い致します。





アナログ_{だけど} 効果*バツグン*の ToDo管理

経営指導部

主任 松田 裕樹



Post-It

近年、『未来を見据えた経営』などと言ったフレコミで、経営者やビジネスマン向けのセミナーや書籍が多く目に付きます。弊社でも、経営計画作成支援サービスなど、未来に軸足を置いた経営を提唱しております。日々漠然と仕事をこなすのではなく、ある目標を目指して行動することが重要であると言うことです。「それじゃあ、明日から未来を考えて行動しよう!!」…次の日、おそらく何も変わってないでしょう。次の月、やはり変わりません。1年後…残念ですが、以下同文。



こんな経験をされた方に、ここで質問です。

では何故変われないのですか?

A. 雑務に追われて…。

B. 俺添だから!!

おそらく変われない方の大半が「A」とお答えになるのではないでしょうか。

雑務優先主義

そうなんです。会社生活時間の約30%は雑務によって消費すると言われています。

例えば、 経営者 … 1日に数十通の郵便物・メールチェック・冠婚葬祭…などなど

社員 … 旅費精算・社内報告書作成・アポイント対応・申請書確認…などなど

今や『雑務代行業』なんてビジネスもある位です。

経営者でも社員でも、地位が変化しても、相応の雑務「**緊急で重要な仕事**」が発生し、雑務がなくなることはありません。そんな状況では、目標を目指した行動「**緊急ではないが重要な仕事**」など出来るはずもありません。

ToDo管理とは

ToDo管理とは、「今日しなければならないこと」や「期限はないが近々しなければならないこと」など(いわゆる雑務)をポストイットなどに書き出し、優先順位をつけ、その優先順位に従って仕事をこなして行くことです。完了したポストイットには済印を。(済印を押す瞬間が気持ちいいのです)

ToDo管理がもたらす効果

ToDo管理を習慣化することで、気づきと成長が促されます。「ミスを繰り返さないためには」「より良く仕上げるには」 「余った時間を有効に使うには」など。雑務を整理することで見えてくる未来があり、未来が見えることで変わる行動が あります。

未来を見据えて行動するために、ToDo管理を始めてみませんか?

ToDo管理の効果的な運用方法や、人財教育システムに興味のおありの方は、経営指導部:大積・松田までお気軽に御問い合わせ下さい。



医療機関における個別指導について

医業経営部会 課長 野崎 寛

保険診療を行う医療機関にとって、厚生局が行う個別指導ほどストレスとなるものはありません。個別指導については毎年末に「保険医療機関等の指導及び監査の実施状況について」という報告が行われますが、平成22年12月に公表された報告によりますと、平成21年度に個別指導が3,666件実施(内医科1,227件、歯科1,337件、薬局1,102件)され、約21億円強の返還がなされたということです。

結果として保険医療機関等の指定取消が11件、指定取消相当(指定取消前に廃止 又は登録抹消された場合)が5件となっています。その原因は、不正請求(架空請求、 付増請求、振替請求、二重請求)がそのほとんどを占めています。

指定取消になるような医療機関の場合は、故意に不正が行われるのでしょうが、指 定取消にはならないが結果として返還金を支払った医療機関の場合、そのほとんどが 保険請求についての知識不足や各種届出医療に関する施設基準等の管理不足が原因と なっています。





参考までに個別指導の対象となる医療機関の選定基準を下記に記します。

個別指導 選定基準

対象保険医療機関は以下の①~⑩にかかげる選定基準に基づき、 選定委員会で決定される。

- ① 支払基金等の審査委員会、保険者、被保険者等から診療内容又は 診療報酬の請求に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認め られた保険医療機関
- ② 個別指導の結果が「再指導」であった保険医療機関等又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関
- ③ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関
- ④ 医療法に基づく立入検査の結果、問題があった保険医療機関
- ⑤ 集団的個別指導の結果、指導対象となった大部分のレセプトについて、適正を欠くものが認められた保険医療機関(「大部分」とは4分の3以上のレセプトであり、「適正を欠くもの」とは、著しく濃厚、過剰な診療が疑われるものとされている)
- ⑥ 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否したもの
- ⑦ 検察又は警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療 機関
- ⑧ 他の保険医療機関等の個別指導又は監査に関連し、指導の必要性 が生じた保険医療機関
- ⑨ 会計検査院の実地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療 機関
- ⑩ 1件あたりの点数の高い保険医療機関

(MMPG Medical Consultant Navi 2011.10.21 No.0203より)

Web 関東信越厚生局 HP

(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu)

関東信越厚生局のホームページには、「平成22年度に実施した個別指導において保険医療機関(医科)に改善を求めた主な指摘事項」が項目別に掲載されています。自院にも当てはまるものが無いかどうか、ご確認ください。







Happy Wedding

経営監査部 上梨 雅之(かみなし まさゆき) 結婚記念日 2011年12月10日 奥様 絵里(えい)さん

昨年末にようやく結婚することが出来ました。 家庭を持ち、より一層の責任をもって頑張りたいと思います。 たくさんの方から祝福を頂戴しました。 本当にありがとうございました。

ちょっと小話 【扶養について】

経営監査部 安田 幸平

毎年、お客様から「扶養になる金額はいくらだったかな?」「源泉徴収票のどこの数字が…」といったご質問を頂きます。今回は、扶養控除の対象について少しお話させていただきます。

そもそも扶養になるためには年収が103万円以下でなければなりません。この年収103万円のラインは最低限の控除である給与所得控除(65万円)と基礎控除(38万円)とを足したものです。103万円を超えてしまうと自身が所得税を納める必要があり、扶養にも入れなくなってしまします。パートやアルバイトをされている方は要注意です。

もう一つご質問の「源泉徴収票のどこの数字が扶養になるための金額なのか?」というと…

平成23年分 給与所得の源泉徴収票



この枠内が103万円以下であれば扶養の対象に なります。

<編集後記>

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。旧年中日頃は一方ならぬお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。当社も皆様のお陰をもちまして、無事に新春を迎えることができました。今後とも倍旧のお引き立てをお願い申し上げます。今年は辰年ということで、過去の辰年がどのような年だったのかを少し調べてみました。昭和63年はバブル経済の真っ盛りで、高級車が飛ぶように売れ「シーマ現象」が流行語になったそうです。一方で、平成12年は、ITバブルが崩壊した為、株式の騰落率がとても大きかったそうです。いずれも株式の上昇率、堕落率が大きいのが辰年の特徴と見受けられます。今年の辰年は皆様にとって、上昇の年となるよう、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

本田

【発行人】木村 岳二 【編集責任者】本田 剛士 【編集者】松田 裕樹、由井 雅代、宮島 直史、安田 幸平